

松江市人権施策推進基本方針 の改定について

市民部人権男女共同参画課

1 現行の基本方針について

①基本方針の位置づけ

- ▶ 『**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**』第5条の規定に基づき、「**人権教育・啓発に関する基本的な施策の方向性を定める**」もの。

『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律』
(地方公共団体の責務)

第5条 **地方公共団体は**、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、**人権教育及び啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。**

- ▶ 『**松江市総合計画**』を上位計画とした「**本市の部門別計画の一つとする**」もの。

1 現行の基本方針について

②策定から前回改定までの経過

平成19(2007)年3月	策定
平成25(2013)年3月	第一次改定
平成31(2019)年3月	第二次改定
令和7(2025)年3月	第三次改定(予定)

- ▶ 松江市人権施策推進基本方針は、「市民意識」や「国際社会の変化」、「国、県等の動向」等を踏まえ、改定を行うこととしています。

1 現行の基本方針について

③基本理念(第1章)

- ▶ 以下の3項目を基本理念とし、市民一人一人が主体となって、人権問題に取り組み、住む人にも、そして訪れる人にもやさしい、人権が尊重されるまちづくりを進めることとしています。

① 「ひとつごと」から「わがこと」へ

すべての市民が、人権問題を自らの問題として認識し、解決に向けて行動する社会をめざします。

② 共生の心の醸成と「人権文化」の創造

② すべての市民が、お互いの個性や価値観の違いや多様性を尊重し合い、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず能力を発揮できる社会をめざします。また、生活の中に人権を尊重する意識が根付く社会をめざします。

③ 共創・協働と連携による「人権のまちづくり」

③ 人口減少、少子高齢化が急激に進む中、地域社会や家庭のきずなを大切にし、市民、NPO、市民活動団体、企業、行政などが人権問題の解決に向け有機的に連携できる社会を知恵を出し合い一緒になってつくりま

1 現行の基本方針について

④人権施策の推進と体制の整備(第2章)

- ▶ 市民一人一人が主体となって、様々な人権問題についての認識を深め、その解決を自らの課題としてとらえるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を進めることとしています。
- ▶ 市民、公民館、NPO、企業等と行政が連携、協働し「人権のまちづくり」を一緒になって進めていきます。

学校等

- ・人権教育活動事業推進校・園及び小中一貫活動事業実施校における取り組みの成果を活かし、各学校等における人権教育を推進します。
- ・家庭、地域、関係機関等との連携体制の充実を図ります。

地域

- ・各公民館や地域人権教育推進協議会等と連携し、地域における人権教育・啓発の推進を図ります。
- ・「人権を考える市民の集い」等の市民啓発事業を実施し、幅広い市民に啓発の機会を提供します。

1 現行の基本方針について

④人権施策の推進と体制の整備(第2章)

家庭

- ・家庭の教育力向上につながるよう継続的に支援を行います。
- ・保護者同士のつながりや学校・家庭・地域とのネットワークの構築を図ります。

企業等

- ・松江公共職業安定所等と連携し、公正採用選考の徹底及び職場内研修の促進を図ります。
- ・「松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会」の活動を支援するとともに、加入促進を図ります。

隣保館

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、各種相談、福祉、啓発、交流等の事業を総合的に推進します。

市職員及び教職員等

一人一人が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるため、研修等を通じて人権教育の充実を図ります。

1 現行の基本方針について

⑤各人権課題への対応(第3章)

- ▶ 基本方針や個別計画等を踏まえ、積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。

女性の人権

「松江市男女共同参画推進条例」等に基づき、男女共同参画の一層の推進を図ります。

子どもの人権

児童相談所と連携を密にして、児童虐待の発生予防と早期対応を行います。

高齢者の人権

地域でともに支えあうまちづくりを「松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等に基づき推進します。

障がい者の人権

ノーマライゼーションの理念のもとに、市民一人一人が主役となり共に生きることができる「完全参加と平等」の地域社会をめざします。

1 現行の基本方針について

⑤各人権課題への対応(第3章)

同和問題

「部落差別解消推進法」の周知を図るとともに、相談体制の充実や教育・啓発を推進します。

外国人の人権

生活情報の提供、相談体制や日本語教室の充実など国際交流事業の推進により、外国の方が安心して暮らしていける多文化共生社会の実現に努めます。

患者及び感染者等の人権

各種感染症などに対する正しい知識の普及に努め、偏見や差別意識の解消を図ります。

インターネットにおける人権侵害

正しい情報を主体的に判断して活用できること、ルールやマナーを守ることなどについて啓発します。

1 現行の基本方針について

⑤各人権課題への対応(第3章)

性自認・性同一性障害に関わる人権

関係機関と連携し啓発活動を行い、関心を高め正しい知識の普及に努めます。

災害に伴う人権問題

住民と行政が連携した研修・訓練を実施し人権の観点での避難所運営について啓発・普及を図ります。

- ▶ 「市民意識」や「国際社会の変化」、近年における「国、県等の動向」、「松江市の取り組み」等を踏まえ、必要な改定を行います。

2 第三次改定の作業、スケジュール(予定)

- ▶ 「松江市人権施策推進検討委員会(外部委員)」の開催(年3回)
- ▶ 「松江市人権施策推進連絡会(松江市関係課・室)」の開催
- ▶ パブリックコメントの実施(R6秋頃)

を行いながら、R6年度末を目途に改定作業を進めていきます。